（開発行為に係る同意に関する協議）

第五十七条の四　法第七十五条の四第一項の規定による協議の申出をしようとする都道府県又は市町村は、協議書に当該申出に係る開発行為に関する次に掲げる書類を添えて、これらを法第二十九条第一項の許可の権限を有する者に提出するものとする。

一　施設整備予定者及び協定都市施設等の整備の実施時期に関する事項を記載した書類

二　法第三十条第一項各号に掲げる事項に相当する事項を記載した書類

三　法第三十条第二項の書面に相当する書面及び同項の図書に相当する図書

（開発行為に係る同意の基準）

第五十七条の五　法第七十五条の四第一項の同意は、次の各号に掲げる区分に応じてそれぞれ当該各号に定めるときは、これをすることができない。

一　市街化区域、区域区分が定められていない都市計画区域又は準都市計画区域内において開発行為を行う場合　法第三十三条第一項各号（同条第四項及び第五項の条例が定められているときは、当該条例で定める制限を含む。次号において同じ。）のいずれかに該当しないとき

二　市街化調整区域内において開発行為を行う場合　法第三十三条第一項各号のいずれかに該当しないとき又は法第三十四条各号のいずれにも該当しないとき

第六章　都市計画協力団体

（都市計画協力団体として指定することができる法人に準ずる団体）

第五十七条の六　法第七十五条の五第一項の国土交通省令で定める団体は、法人でない団体であつて、事務所の所在地、構成員の資格、代表者の選任方法、総会の運営、会計に関する事項その他当該団体の組織及び運営に関する事項を内容とする規約その他これに準ずるものを有しているものとする。

（都市計画協力団体による都市計画の決定等の提案）

第五十七条の七　法第七十五条の九第二項において準用する法第二十一条の二第三項の規定により計画提案を行おうとする都市計画協力団体は、その名称を記載した提案書に次に掲げる図書を添えて、これらを市町村に提出しなければならない。

一　都市計画の素案

二　法第二十一条の二第三項第二号の同意を得たことを証する書類

2　第十三条の四第二項及び第三項の規定は、前項の規定による提出について準用する。

（公示の方法）

第五十九条の二　法第八十一条第三項の国土交通省令で定める方法は、国土交通大臣の命令に係るものにあつては官報への掲載、都道府県知事又は市町村長の命令に係るものにあつては当該都道府県又は市の公報への掲載とする。

第七章　雑則

（開発行為又は建築に関する証明書等の交付）

第六十条　建築基準法第六条第一項（同法第八十八条第一項又は第二項において準用する場合を含む。）又は第六条の二第一項（同法第八十八条第一項又は第二項において準用する場合を含む。）の規定による確認済証の交付を受けようとする者は、その計画が法第二十九条第一項若しくは第二項、第三十五条の二第一項、第四十一条第二項、第四十二条、第四十三条第一項又は

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

（公示の方法）

第五十九条の二　法第八十一条第三項の国土交通省令で定める方法は、国土交通大臣の命令に係るものにあつては官報への掲載、都道府県知事又は市長の命令に係るものにあつては当該都道府県又は市の公報への掲載とする。

第五章　雑則

（開発行為又は建築に関する証明書等の交付）

第六十条　建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第六条第一項（同法第八十八条第一項又は第二項において準用する場合を含む。）又は第六条の二第一項（同法第八十八条第一項又は第二項において準用する場合を含む。）の規定による確認済証の交付を受けようとする者は、その計画が法第二十九条第一項若しくは第二項、第三十五条の二第一項、第四十一条第二項、第四